

随意契約の報告及び公表

(平成27年度)

件名	随意契約担当課名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項
無菌治療室備品 一式	盛岡赤十字病院 事務部 管財課	H27.3.31	丸木医科器械株式会社 紫波郡矢巾町大字広宮沢第5地割39番	6,814,152 円	個々の物品は予定価格が160万円をこえない財産の買入に該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則 第35条第2項)	
細菌検査システム 一式	盛岡赤十字病院 事務部 管財課	H26.11.4	株式会社バイタルネット 紫波郡矢巾町流通センター南3丁目1-12	7,560,000 円	当該機器は当院が求める性能を有することから競争の余地はなく、メーカーから指定を受けた代理店であることから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。 (日本赤十字社会計規則 第36条第3項)	
X線フィルムディジタイザ 一式	盛岡赤十字病院 事務部 管財課	H27.7.27	コセキ株式会社 紫波郡矢巾町流通センター南3丁目4-14	2,970,000 円	当該機器は当院が求める性能を有することから競争の余地はなく、メーカーから指定を受けた代理店であることから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。 (日本赤十字社会計規則 第36条第3項)	
超音波診断装置 一式	盛岡赤十字病院 事務部 管財課	H27.9.3	共立医科器械株式会社 盛岡市愛宕町15番地9号	4,266,000 円	当該機器は当院が求める性能を有することから競争の余地はなく、メーカーから指定を受けた代理店であることから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。 (日本赤十字社会計規則 第36条第3項)	
分娩台 一式	盛岡赤十字病院 事務部 管財課	H28.1.29	丸木医科器械株式会社 紫波郡矢巾町大字広宮沢第5地割39番	2,395,926 円	当該機器は当院が求める性能を有することから競争の余地はなく、メーカーから指定を受けた代理店であることから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。 (日本赤十字社会計規則 第36条第3項)	
皮膚灌流圧測定装置 一式	盛岡赤十字病院 事務部 管財課	H27.12.22	共立医科器械株式会社 盛岡市愛宕町15番地9号	1,863,000 円	当該機器は当院が求める性能を有することから競争の余地はなく、メーカーから指定を受けた代理店であることから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。 (日本赤十字社会計規則 第36条第3項)	
インピーダンスオージオメータ 一式	盛岡赤十字病院 事務部 管財課	H27.10.20	共立医科器械株式会社 盛岡市愛宕町15番地9号	1,170,000 円	個々の物品は予定価格が160万円をこえない財産の買入に該当するため。 (日本赤十字社会計規則施行細則 第35条第2項)	
無影灯 一式	盛岡赤十字病院 事務部 管財課	H27.10.28	共立医科器械株式会社 盛岡市愛宕町15番地9号	3,061,800 円	当該機器は当院が求める性能を有することから競争の余地はなく、メーカーから指定を受けた代理店であることから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。 (日本赤十字社会計規則 第36条第3項)	
脊柱内視鏡システム 一式	盛岡赤十字病院 事務部 管財課	H27.11.5	共立医科器械株式会社 盛岡市愛宕町15番地9号	9,900,000 円	当該機器は当院が求める性能を有することから競争の余地はなく、メーカーから指定を受けた代理店であることから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。 (日本赤十字社会計規則 第36条第3項)	
超音波診断装置 一式	盛岡赤十字病院 事務部 管財課	H28.3.11	共立医科器械株式会社 盛岡市愛宕町15番地9号	7,992,000 円	当該機器は当院が求める性能を有することから競争の余地はなく、メーカーから指定を受けた代理店であることから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。 (日本赤十字社会計規則 第36条第3項)	
血ガス 一式	盛岡赤十字病院 事務部 管財課	H28.3.11	共立医科器械株式会社 盛岡市愛宕町15番地9号	1,620,000 円	当該機器は当院が求める性能を有することから競争の余地はなく、メーカーから指定を受けた代理店であることから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。 (日本赤十字社会計規則 第36条第3項)	
心電計モニタ 1式	盛岡赤十字病院 事務部 管財課	H28.3.11	丸木医科器械株式会社 紫波郡矢巾町大字広宮沢第5地割39番	4,320,000 円	当該機器は当院が求める性能を有することから競争の余地はなく、メーカーから指定を受けた代理店であることから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。 (日本赤十字社会計規則 第36条第3項)	